

学校生活上の注意

1. 授業を大切にし、時間の有効活用を図りながら、規則正しい学校生活を送れるよう留意すること。
2. 生徒手帳は常時これを携帯し、大切に扱うこと。もし誤ってなくしたときは、生徒課に届け出て再交付を受けなければならない。
3. 登校した後は放課後まで、原則として外出してはならない。やむを得ず外出、早退するときは生徒課で所定の手続きをとること。
4. 服装等については、次の通りとする。
 - (1) 男子は普通のつめえりの学生服に本校で定めた胸ボタン、袖ボタンをつける。
 - (2) 女子は標準服を着用し、左胸には必ず所定の胸章をつける。
 - (3) 頭髪については、男女とも極端に長くすることや、染色や脱色したり、パーマ等をかけたりすることは禁止する。
 - (4) 化粧をしたり、装身具類（指輪・イヤリング・ネックレス・ピアスなど）をつけることは禁止する。
 - (5) 靴は底にかねの打ってないものを使用すること。また、サンダル・ハイヒールなどでの登校は禁止する。
5. けがその他やむを得ない理由で正規の服装等で登校できない場合は、生徒課に届け出て、異装許可を受けること。
6. 暴力行為や窃盗、寸借、喫煙、飲酒などの非社会的行動を慎むこと。

また、SNS（ソーシャルネットワークサービス）の利用にあたっては、被害者とならないように十分注意するとともに、誹謗、中傷などの書き込みをしないこと。
7. 自転車通学を許可された生徒は、所定のステッカーを自転車につけておくこと。駐輪場の所定の場所に置き、必ず施錠しておくこと。

あらたに自転車通学の必要が生じたものはH・R担任または部顧問を通じて生徒課へ申し出ること。
8. 交通道徳をよく守り、お互いに交通事故にあわないよう注意すること。特に無免許運転等の違反行為は絶対しないこと。

事故の場合には、すみやかにH・R担任に届け出ること。
9. バイク、自動車等の免許の取得に関しては、滋賀県公立高等学校PTA連合会の決議を遵守すること。

ただし、次の(1)(2)にあたる者で校長の許可を得た者のみ免許の取得を認める。

 - (1) 学校をやむを得ないと認めた者
 - (2) 就職内定者（3年次冬季休業日から）
10. 生徒の忌引は次の区分による。

父母	7日以内	祖父母	3日以内
兄弟姉妹	3日以内	伯叔父母	1日

甥姪 1日 義兄弟 1日 曾祖父母 1日

ただし生計を一にする義兄弟は兄弟の場合に準ずる。また忌引のため往復に要する日数を加算する。

公認欠席の場合は関係の先生を通じて教務課長の許可を受けること。

11. 貴重品は身辺から離さない。体育の授業や課外活動等のため貴重品を身辺から離す場合には、所定の個人ロッカーに入れて保管し、盗難にあわぬよう各自充分注意すること。
個人ロッカーの使用については別に定める。
ロッカー使用上の注意事項を守ること。
12. ガラスなど器物を破損した者は、器物破損届を、担任を通じて届け出ること。経費は、当事者の責任とする。
13. 下校時刻は夏期（3月から10月まで）は午後6時40分、冬期（11月から2月まで）は午後6時10分とする。許可を受けた場合を除き、遅くともこの時刻までに下校しなければならない。
14. 課外活動に関しては次の諸注意を守ること。
 - (1) ビラの配布、掲示については生徒課の指示を受けること。
 - (2) 火気を使用する場合は、必ず担当教員に届け出て許可を受けること。
 - (3) 生徒相互間で金銭を集めまたは物品を販売するときは、事前に必ず担任または顧問に届け出てその許可を受けること。
 - (4) 対外試合に出場する場合は、生徒課を通じて課外活動届を提出すること。
 - (5) H・R、部、その他のグループで旅行・集会、合宿その他の活動を行う場合、生徒課を通じて課外活動許可願を提出すること。
 - (6) 土曜日・日曜日及び祝日に課外活動を行う部、H・R、その他のグループは、生徒課へ土曜・日曜日祝日課外活動届を提出すること。
 - (7) 試合またはその応援などに参加する場合の服装は登校時の服装を原則とする。
15. アルバイトについては、特別な事情がある者を除いては禁止する。